

## 平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
<p>[総則]</p> <p>第1章 風水害等対策の計画的推進</p> <p>1 計画の目的及び基本方針</p> <p>(2) 計画の基本方針</p> <p>ア 風水害等対策整備の視点</p> <p>2 特殊災害による被害の防止・軽減</p> <p>イ 風水害等対策整備の基本方針</p> <p>(イ) 基本方針</p> <p>b 被害の防止・軽減策の実施</p> <p>風水害では適切な避難行動の促進などのソフト対策と被害を軽減するためのハード対策の両面から対策を講じます。</p> <p>2 計画の位置付け、構成等</p> <p>(2) 他の計画等との関係</p> <p>イ 市の総合計画及び平塚市国土強靭化地域計画との関係</p> <p>この計画に係る本市所管の施策又は事業等については、「平塚市総合計画～ひらつかVISION～」及び「平塚市国土強靭化地域計画」に位置付け、実施するものとします。</p>	<p>[総則]</p> <p>第1章 風水害等対策の計画的推進</p> <p>1 計画の目的及び基本方針</p> <p>(2) 計画の基本方針</p> <p>ア 風水害等対策整備の視点</p> <p>2 特殊災害による被害<b>発生</b>の防止・軽減</p> <p>イ 風水害等対策整備の基本方針</p> <p>(イ) 基本方針</p> <p>b 実践的かつ即応性の高い対策の整備</p> <p>現実性を重視し、市民の目線に立った実践的な対策を整備するとともに、災害状況に応じた適時適切な対応の重要性から、時間的な切迫性を踏まえた即応性の高い対策を整備します。</p> <p>2 計画の位置付け、構成等</p> <p>(2) 他の計画等との関係</p> <p>イ 市の総合計画及び平塚市国土強靭化地域計画との関係</p> <p>この計画に係る本市所管の施策又は事業等については、「平塚市総合計画～ひらつかNEXT～」及び「平塚市国土強靭化地域計画」に位置付け、実施するものとします。</p>	

## 平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

新（改訂後）		旧（改訂前）		備考欄																																
(3) 計画の構成及び内容		(3) 計画の構成及び内容																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">構 成</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;">総則 風水害等対策の計画的推進</td><td style="padding: 10px;">計画の目的及び基本方針の他、<b>本市の既往最大の降水量及び風速</b>、計画の効果的な推進、防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務等について定めます。</td></tr> </tbody> </table>				構 成	内 容	総則 風水害等対策の計画的推進	計画の目的及び基本方針の他、 <b>本市の既往最大の降水量及び風速</b> 、計画の効果的な推進、防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務等について定めます。																													
構 成	内 容																																			
総則 風水害等対策の計画的推進	計画の目的及び基本方針の他、 <b>本市の既往最大の降水量及び風速</b> 、計画の効果的な推進、防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務等について定めます。																																			
(P6)																																				
<p>第3節 本市の既往最大の降水量及び風速</p> <p>気象庁の観測資料等から算出した本市域に係る<b>既往最大の降水量及び風速</b>は、次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="6" style="text-align: center; padding: 5px;">雨 (mm)</th> </tr> <tr> <th colspan="6" style="text-align: center; padding: 5px;">※アメダス平塚（統計期間 1976/1～2024/9）</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">日最大 1時間降水量</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">日降水量</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">12 時間 降水量</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">24 時間 降水量</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">48 時間 降水量</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">72 時間 降水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">72.0 (2014/10/6)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">214.0 (2024/8/30)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">196.0 (2024/8/30)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">317.5 (2014/10/6)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">353.5 (2014/10/7)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">427.5 (2024/9/1)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">風 (m/s)</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">※平塚市消防本部</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">最大風速</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">最大瞬間風速</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">19.1 (2019/10/12)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">42.5 (2019/10/12)</td> </tr> </tbody> </table>				雨 (mm)						※アメダス平塚（統計期間 1976/1～2024/9）						日最大 1時間降水量	日降水量	12 時間 降水量	24 時間 降水量	48 時間 降水量	72 時間 降水量	72.0 (2014/10/6)	214.0 (2024/8/30)	196.0 (2024/8/30)	317.5 (2014/10/6)	353.5 (2014/10/7)	427.5 (2024/9/1)	風 (m/s)		※平塚市消防本部		最大風速	最大瞬間風速	19.1 (2019/10/12)	42.5 (2019/10/12)	
雨 (mm)																																				
※アメダス平塚（統計期間 1976/1～2024/9）																																				
日最大 1時間降水量	日降水量	12 時間 降水量	24 時間 降水量	48 時間 降水量	72 時間 降水量																															
72.0 (2014/10/6)	214.0 (2024/8/30)	196.0 (2024/8/30)	317.5 (2014/10/6)	353.5 (2014/10/7)	427.5 (2024/9/1)																															
風 (m/s)																																				
※平塚市消防本部																																				
最大風速	最大瞬間風速																																			
19.1 (2019/10/12)	42.5 (2019/10/12)																																			
(P6)																																				
<p>第3節 風水害における災害想定の考え方</p> <p>近年、本市においては、公共下水道による雨水流出対策や道路整備の充実等により、風水害による人的被害や家屋被害等が減少しています。そこで、浸水被害等が大幅に減少した昭和60年代以降、本市に影響を及ぼした台風や集中豪雨を災害想定とします。</p> <p>また、気候変動の状況並びに平塚市洪水ハザードマップ及び内水ハザードマップの浸水予測を考慮します。なお、気象庁の観測資料等から算出した本市域に係る大雨及び暴風の極値は、次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">大雨 (mm)</th> <th colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">暴風 (m/s)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">1 時間 最大降水量</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">1 日降水量</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">総降水量</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">最大風速</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">最大瞬間 風速</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">72.0</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">203.0</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">353.5</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">18.7</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">40.2</td> </tr> </tbody> </table>				大雨 (mm)		暴風 (m/s)			1 時間 最大降水量	1 日降水量	総降水量	最大風速	最大瞬間 風速	72.0	203.0	353.5	18.7	40.2																		
大雨 (mm)		暴風 (m/s)																																		
1 時間 最大降水量	1 日降水量	総降水量	最大風速	最大瞬間 風速																																
72.0	203.0	353.5	18.7	40.2																																

## 平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
<p>第5節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務 (P8)</p> <p>2 神奈川県</p> <p>(4) 企業庁平塚水道営業所</p> <p>ア 地震災害時における飲料水の確保</p> <p>イ 水道施設の調査及び復旧</p> <p>ウ 市が行う応急給水活動への協力</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>(3) 関東財務局（横浜財務事務所）</p> <p>ア 災害発生時（災害が発生する蓋然性が高い場合も含む）における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等</p> <p>4 指定公共機関</p> <p>(9) 中日本高速道路株式会社東京支社伊勢原保全・サービスセンター</p> <p>第 2 章 減災に向けたまちづくり (P15)</p> <p>第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進 《課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 河川流域の土地利用の変化により、遊水、保水機能が低下し、河川氾濫による浸水被害に対する対策が必要です。</li> <li>○ 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組が求められています。</li> </ul>	<p>第5節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務 (P8)</p> <p>2 神奈川県</p> <p>(4) 企業庁平塚水道営業所</p> <p>ア 地震災害時における飲料水の確保</p> <p>イ 被災施設の調査及び復旧</p> <p>ウ 市が行う応急給水活動への協力</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>(3) 関東財務局（横浜財務事務所）</p> <p>ア 災害発生時における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等</p> <p>4 指定公共機関</p> <p>(9) 中日本高速道路株式会社東京支社小田原保全・サービスセンター</p> <p>第 2 章 減災に向けたまちづくり (P15)</p> <p>第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進 《課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 河川流域での住居系の土地利用により、遊水、保水機能が低下し、河川氾濫による浸水被害に対する対策が必要です。</li> <li>（追加）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国土交通省防災業務計画との整合</li> </ul>

## 平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
<p>《今後の取組みの方向》</p> <p>1 災害に強いまちの形成【まちづくり政策部、都市整備部、土木部】</p> <p>災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図ります。</p> <p>2 災害に強いまちづくり【まちづくり政策部、都市整備部、土木部】</p> <p>だれもが安心して居住することのできる、災害に強いまちづくりを目指して、「災害危険を軽減する都市空間の創造」、「災害を防御し、安全な避難地、避難路を確保する都市構造の創造」、「安全で快適な都市環境の創造」に取り組みます。</p> <p>[以降、項番修正]</p> <p>6 立地適正化計画に基づく居住誘導【まちづくり政策部】</p> <p>立地適正化計画において、居住誘導区域外とする一部の浸水想定区域等災害リスクの高いエリアについて、居住誘導区域内への緩やかな居住の誘導を図ります。</p> <p>[以降、項番修正]</p> <p>7 治水対策【まちづくり政策部、土木部】</p> <p>河川氾濫による浸水被害を軽減するため、管理者である国、県に対して河川整備の推進を要望するとともに、河川流域の適正な土地</p>	<p>《今後の取組みの方向》</p> <p>(追加)</p> <p>1 災害に強いまちづくり【まちづくり政策部、都市整備部、土木部】</p> <p>だれもが安心して居住することのできる、災害に強いまちづくりを目指して、「災害危険を軽減する土地利用への転換」、「災害を防御し、安全な避難を可能とする都市施設の再整備」に取り組みます。</p> <p>(追加)</p> <p>4 治水対策【まちづくり政策部、土木部】</p> <p>河川氾濫による浸水被害を軽減するため、河川整備の推進とともに、河川流域の適正な土地利用による治水対策を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災基本計画との整合</li> <li>・ 「平塚都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」との整合</li> </ul>

## 平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
<p>利用による治水対策を促進します。 [以降、項番修正]</p> <p>9 復興事前準備【市長室、まちづくり政策部】 国土交通省の「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」の理解や他自治体の取組等の情報収集により復興事前準備の取組を進めます。</p>	(追加)	
<p>第2節 公共施設の安全対策、防災機能の強化 《課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時の救急活動や支援物資の運搬などが円滑に進むよう、広域幹線道路網の多重性を確保する必要があります。</li> </ul> <p>《今後の取組みの方向》</p> <p>8 停電対策【関係部局】 大規模停電に備え、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーシステムを含む自立・分散型エネルギーシステムの検討や発電機、及び蓄電池の整備に努めるとともに、事業者との協力体制を構築します。</p>	<p>第2節 公共施設の安全対策、防災機能の強化 《課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時の救急活動や支援物資の運搬などが円滑に進むよう、リダンダンシーの確保を国、県に対し働きかける必要があります。</li> </ul> <p>《今後の取組みの方向》</p> <p>8 停電対策【関係部局】 大規模停電に備え、太陽光発電設備や発電機、及び蓄電池の整備に努めるとともに、事業者との協力体制を構築します。</p>	
<p>第3節 河川改修等 《現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相模川水系の洪水浸水想定区域図では、堤防が決壊等した場合に、家屋が倒壊及び流出する等のおそれがある範囲を「家屋倒壊等氾濫想定区域」と定めており、この区域内での避難の際は、屋内での待避ではなく立ち退き避難が求められています。</li> <li>○ 早期の河川改修整備に向けて、相模川は、沿岸の茅ヶ崎市、寒</li> </ul>	(P19)	(P18)

## 平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
<p>川町を含めて2市1町で組織する「相模川整備促進協議会」、鈴川は秦野市、伊勢原市を含めて3市で組織する「鈴川改修整備促進協議会」のほか、様々な機会を通じて管理者である国、県に対し要望しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 河川管理者、流域自治体、企業及び住民などが協働して流域全体で行う治水対策、いわゆる「流域治水」を計画的に推進するため、相模川流域治水協議会が令和2年に設立され、金目川流域においても金目川流域治水協議会が令和3年に設立されました。</li> </ul> <p>《課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 金目川及び鈴川は水源地より平野部までが急短で、上流域からの流出土砂も多く川底が周囲の地面より高くなりやすくなっているため、降雨による急激な増水に対応する必要があります。</li> <li>○ 河川内に土砂が堆積している箇所があり、川の水位を下げて安全に下流側へ流す必要があります。</li> </ul> <p>《今後の取組みの方向》</p> <p>5 治水機能の向上【土木部】 都市の安全性を確保するため、親水機能にも配慮しながら、河川改修等による治水機能の向上を管理者である国、県に対して引き続き要望します。</p> <p>第4節 雨水排水対策 《課題》</p>	<p>1町で「相模川整備促進協議会」、鈴川改修については秦野市、伊勢原市を含めて3市で「鈴川改修整備促進協議会」をそれぞれ組織し、その他の県管理の河川も含め早期の改修整備に向け関係機関へ要望しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相模川流域においては、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、いわゆる「流域治水」を計画的に推進するため、相模川流域治水協議会が令和2年に設立され、金目川流域においても金目川流域治水協議会が令和3年に設立されました。</li> </ul> <p>《課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相模川は県内を流れる主要河川であり、水防上も重要なものです。また、金目川及び鈴川は水源地より平野部までが急短で、流出土砂も多く天井川的傾向を示しています。一旦降雨の際は急激に増水することから、護岸改修工事による一層の進展が望まれています。</li> <li>○ 河川の護岸改修工事に加え、土砂が堆積している河川については、川の水位を下げて安全に下流側へ流すため、川底の土砂を取り除く浚渫が必要です。</li> </ul> <p>《今後の取組みの方向》</p> <p>5 治水機能の向上【土木部】 都市の安全性を確保するため、親水機能にも配慮しながら、河川改修等により治水機能の向上を図ります。</p> <p>第4節 雨水排水対策 《課題》</p>	

## 平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
<p>○ 平塚市総合浸水対策基本計画の重点対策地区について、既往最大降雨を対象とした浸水対策を進める必要があります。また、雨水排水施設が未整備の箇所についても、整備を行う必要があります。</p> <p>(削除)</p> <p>《今後の取組みの方向》</p> <p>1 総合浸水対策基本計画による整備【土木部】</p> <p>浸水被害が発生している地区について、地域の特性に合った効果的な対策を進めます。また、雨水排水施設が未整備の箇所について、浸水状況を確認して整備を進めます。</p> <p>(削除)</p> <p>[以降、項番修正]</p> <p>5 自助対策の支援【土木部】</p> <p>台風や集中豪雨時における宅内への雨水流入対策として、簡易止水板等購入費補助事業の実施及び市民による土のうの設置を支援するため「土のうステーション」の整備を進めます。</p> <p>6 内水ハザードマップの周知【市長室、土木部】</p> <p>内水ハザードマップの市民への周知を図るとともに、訓練等にお</p>	<p>○ 平塚市総合浸水対策基本計画の重点対策地域等について、既往最大降雨を対象とした浸水対策を進める必要があります。また、雨水排水施設が未整備の区域についても、整備を行う必要があります。</p> <p>○ 公共下水道計画区域外においては、台風や集中豪雨時、雨水等の排水機能を有する農業用水路、排水路及び道路側溝等の整備を促進する必要があります。</p> <p>《今後の取組みの方向》</p> <p>1 総合浸水対策基本計画による整備【土木部】</p> <p>浸水被害が発生している地区について、床上・床下浸水を解消・軽減することを目標とした計画及び対策を進めます。また、公共下水道計画区域内における雨水排水施設が未整備の区域について、浸水状況を確認して整備を進めます。</p> <p>2 排水機能の強化【土木部、産業振興部】</p> <p>老朽化した下水道管を改修し、排水機能の向上に努めます。また、公共下水道計画区域外においては、浸水を防止するため、雨水等の排出機能を有する農業用排水路、排水路及び道路側溝等の整備に努めます。</p> <p>6 自助対策の支援【土木部】</p> <p>台風や集中豪雨時における宅内への雨水流入対策として、市民による土のうの設置を支援するため「土のうステーション」の整備を進めます。</p> <p>7 内水ハザードマップを活用した浸水対策【土木部】</p>	

## 平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
<p>いて活用を図ります。</p> <p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">(P22)</p> <p>第5節 高潮対策 《課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大浜地区への高潮対策として、<b>防潮機能の確保が必要とされます。</b></li> </ul> <p>《今後の取組みの方向》</p> <p>3 大浜地区への高潮対策【産業振興部、都市整備部】</p> <p>大浜地区への高潮対策として、新港における防潮堤の拡充や基盤整備等の必要性を検証し、防潮機能の確保に努めます。</p> <p style="text-align: center;">(P23)</p> <p>第6節 土砂災害対策 《現状》</p> <p>(削除)</p> <p>○ 土砂災害警戒区域等</p> <p>土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、発生原因となる自然現象<b>で分類すると</b>、急傾斜地の崩壊は 95 区域（他市町との重複</p>	<p>内水氾濫による浸水被害に備え、水防法に基づき内水ハザードマップの改訂を進めるとともに、浸水想定区域における下水道施設の整備を進めます。</p> <p>8 河川の流域治水対策【土木部】</p> <p>国、流域県市町と連携を図り、流域治水協議会を通じて流域治水対策を進めていきます。</p> <p style="text-align: center;">(P22)</p> <p>第5節 高潮対策 《課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大浜地区への高潮対策として、<b>防潮機能を強化する必要があります。</b></li> </ul> <p>《今後の取組みの方向》</p> <p>3 大浜地区への高潮対策【産業振興部、都市整備部】</p> <p>新港周辺における防潮堤の拡充や必要な基盤整備を行うことにより防潮機能の強化に努め、大浜地区への高潮対策に努めます。</p> <p style="text-align: center;">(P23)</p> <p>第6節 土砂災害対策 《現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土石流危険渓流</li> </ul> <p>平成 12 年～14 年度に実施した県の危険箇所調査による土石流危険渓流は 17 游流となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土砂災害警戒区域等</li> </ul> <p>県が令和 2 年 1 月に発表し、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、発生原因となる自然現象の種類で、急傾斜地の崩壊は</p>	<p>・ 神奈川県の相模灘沿岸海岸保全基本計画において、平塚新港防潮堤高は基準を満たしているため</p>

## 平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
<p>箇所含む）、土石流は19区域となっています。</p> <p>《今後の取組みの方向》</p> <p>6 山地災害危険地区における対策【産業振興部】</p> <p>県指定の山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区における山地災害の未然防止を図るため、関係者へ危険性の周知を行います。 また、必要に応じて県と連携して治山事業の推進を実施します。</p> <p style="text-align: right;">(P28)</p>	<p>94区域、土石流は19区域となっています。</p> <p>《今後の取組みの方向》</p> <p>6 山地災害危険地区における対策【産業振興部】</p> <p>県指定の山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区における山地災害の未然防止を目的とした治山事業の推進について、県と連携して実施します。</p> <p style="text-align: right;">(P28)</p>	
<p>第10節 ライフラインの安全対策</p> <p>《現状》</p> <p>○ 県企業庁では、台風等による電力の供給が停止することもあるため、停電に備え、浄水場では受電施設の複数系統化や自家発電装置の整備を進め、災害用指定配水池（平塚配水池等）による飲料水の確保を図っています。</p> <p>第3章</p> <p>平時の対策</p> <p style="text-align: right;">(P29)</p>	<p>第10節 ライフラインの安全対策</p> <p>《現状》</p> <p>○ 県企業庁では、台風等による電力の供給が停止することもあるため、停電に備え、浄水場では受電施設の複数系統化や自家発電装置の整備を進め、災害用指定配水池による飲料水の確保を図っています。</p> <p>第3章</p> <p>平時の対策</p> <p style="text-align: right;">(P29)</p>	
<p>第1節 災害時情報の収集・提供体制</p> <p>《現状》</p> <p>1 市防災行政無線（固定系）</p> <p>市防災行政無線（固定系）は、災害対策放送室の基地局から市内全域に屋外拡声放送ができる装置を持ち、その速報性は緊急放送等</p>	<p>第1節 災害時情報の収集・提供体制</p> <p>《現状》</p> <p>1 市防災行政無線（固定系）</p> <p>市防災行政無線（固定系）は、災害対策放送室の基地局から市内全域に屋外拡声放送ができる装置を持ち、その速報性は緊急放送等</p>	

## 平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
<p>の広報媒体として効果的です。また、各受信所における個別放送やグループ放送も可能となっています。無線局については、「平塚市防災行政無線局管理運用規程」等に基づき、管理及び運用を行っています。</p> <p>なお、受信所のほか災害発生時の補完的措置として、防災行政無線の情報を受信するラジオや戸別受信機（以下、「防災ラジオ等」という。）を自主防災組織、公共施設等に配置し、災害情報伝達体制の充実を図っているほか、防災行政無線と連動した一斉情報配信システムを運用することで、迅速な情報提供の体制を整備しています。</p> <p>3 県防災行政通信網</p> <p>県防災行政通信網は、災害時における通信手段確保のため、県機関、市町村、関係機関等を結ぶものとして設置され、気象情報、災害情報等の受伝達に利用されています。固定電話に加えてスマートフォン型端末を使用し、映像伝達機能やウェブ会議が使用可能となっています。また、平常時は、各機関相互の通信手段として活用できます。</p> <p>5 県災害情報管理システム</p> <p>市町村や県の各機関等をオンラインネットワークで結び、災害発生時には、市町村等が把握した被害情報を、災害発生当初の速報からその後の詳細な内容まで、リアルタイムで県災害対策本部をはじめ他の防災関係機関で情報共有するためのシステムです。</p> <p>7 その他の通信設備等 (削除)</p>	<p>の広報媒体として効果的です。また、各受信所の個別やグループ放送も可能となっています。</p> <p>なお、受信所のほか災害発生時の補完的措置として、防災行政無線の情報を受信するラジオや戸別受信機（以下、「防災ラジオ」という。）を自主防災組織、公共施設等に配置し、災害情報伝達体制の充実を図っています。</p> <p>無線局については、「平塚市防災行政無線局管理運用規程」等に基づき、管理及び運用を行っています。</p> <p>3 県防災行政通信網</p> <p>県防災行政通信網は、災害時における情報確保のため、県機関、市町村、関係機関等を結ぶものとして設置され、気象情報、災害情報等の受伝達に利用されています。また、平常時は、各機関相互の通信手段として活用できます。</p> <p>5 県災害情報管理システム</p> <p>県庁のサーバと市町村等に設置される端末機をオンライン接続し、災害情報・被害報告等をリアルタイムで送受信しています。</p> <p>7 その他の通信設備等 (1) 携帯電話</p> <p>災害発生時においては、有線及び無線通信とも混乱することが予測され、通信統制も考えられます。このため、通信設備の補完的役割及び情報収集能力の向上を目指し、携帯電話を配置しています。</p>	

## 平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
<p>[以降、項番修正]</p> <p>(4) 防災ラジオとテレフォンガイド 防災行政無線で放送した内容は、自治会や公共施設に個別に配付している防災ラジオで自動受信する他、テレフォンガイドにより確認することができます。</p> <p>(5) 緊急速報メール、SNS 緊急速報メール、SNSを通じた災害情報の伝達を行います。</p> <p>○ 情報通信分野におけるデジタル技術の革新が進む中、情報収集や救出・救助、被災者支援など、災害対応のあらゆる場面で、AIやデジタル技術を活用し、災害対策の高度化を促進する、防災におけるDXの推進が必要となっています。</p> <p>《課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民への情報伝達体制を強化するため、防災ラジオ等を自治会や公共施設だけでなく、市内全域に普及していく必要がある一方、スマートフォンの普及によりその他の情報伝達手段への移行も進めていく必要があります。</li> <li>○ 緊急速報メールやSNS等、様々なツールを使った情報発信の効率化が必要です。</li> <li>○ 外国籍市民等への情報提供の確保や支援が必要です。</li> <li>○ 災害の発生状況を地理空間情報や各種デジタル技術を活用し市民へ発信する体制整備が必要です。</li> </ul>	<p>なお、市立小中学校には災害時優先電話の固定電話があります。</p> <p>(5) 防災ラジオとテレフォンガイド 防災行政無線で放送した内容は、自治会や公共施設に個別に配布している防災ラジオで自動受信する他、テレフォンガイドで確認することができます。</p> <p>(6) 緊急速報メール、ツイッター 緊急速報メール、ツイッターを通じた災害情報の伝達を行います。</p> <p>(追加)</p> <p>《課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民への情報伝達体制を強化するため、防災ラジオを自治会や公共施設だけでなく、市内全域に普及していく必要があります。</li> <li>○ 緊急速報メールやツイッター等、様々なツールを使った情報発信の効率化が必要です。</li> <li>○ 外国籍市民への情報提供の確保や支援が必要です。</li> </ul> <p>(追加)</p>	

## 平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
<p>○ 本市域を流れる相模川及び金目川水系や水路、道路における監視カメラ映像、水位センサー、水位計等、デジタル技術を活用した情報収集体制の充実の検討が必要です。</p> <p>《今後の取組みの方向》</p> <p>1 庁内情報共有体制の確立【企画政策部、市長室】 災害対応時に庁内ネットワークや神奈川県災害情報管理システムを活用できるよう職員の対応力強化を図ります。 [以降、項番修正]</p> <p>2 情報提供体制の効率化【市長室、関係部局】 様々なツールを活用した情報発信により、市民への情報提供体制の強化を図るとともに、一斉情報配信システムによる迅速な情報伝達を継続して実施します。</p> <p>3 ウェブサイト等を活用した情報提供【市長室、関係部局】 本市ホームページを充実するとともに、スマートフォンの普及に応じた登録制メールやSNSによる情報配信、テレフォンガイドといった補完する情報ツールが多岐にわたり整備されていることから、これらの周知も行います。</p> <p>5 県防災行政通信網の活用【市長室】 県防災行政通信網は有線系・衛星系の2系統で構成されており、災害時においても信頼性の高い通信手段であり、情報収集提供に積極的に活用するとともに、訓練等によって有効性等を検証します。</p> <p>6 防災行政無線（固定系）の活用【市長室】 防災行政無線（固定系）を活用した市民への情報伝達体制の強化を図ります。また、難聴箇所の把握に努め、スピーカーの</p>	<p>○ 本市域を流れる相模川及び金目川水系における河川監視カメラ映像等、雨量、水位情報の充実が必要です。</p> <p>《今後の取組みの方向》  (追加)</p> <p>1 情報提供体制の効率化【市長室、関係部局】 様々なツールを活用した情報発信により、市民への情報提供体制の強化を図ります。また、即時に伝達できるよう、情報発信の自動化を図ります。</p> <p>3 パソコン等通信機器を活用した情報提供【市長室、関係部局】 本市ホームページを充実するとともに、インターネットや携帯電話等を利用した情報提供体制の強化を図ります。</p> <p>4 県防災行政通信網の活用【市長室】 県防災行政通信網は有線系・衛星系の2系統で構成されており、災害時においても信頼性の高い通信手段であり、情報収集提供に積極的に活用するとともに、訓練等によって検証します。</p> <p>5 防災行政無線（固定系）の活用【市長室】 防災行政無線（固定系）を活用した市民への情報伝達体制の強化を図ります。また、難聴箇所の把握に努め、スピーカーの調整等を実施します。なお、テレフォンガイド等、補完する情報ツールの周</p>	

## 平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
<p>高性能化や配置の見直しを実施します。合わせて、登録性メー ルやSNS、テレフォンガイド等、補完する情報ツールの周知 に努めます。</p> <p>7 防災ラジオの配布継続【市長室】 災害情報をより確実に伝達するため、市内全域を対象として、防災ラジオの有償配布を継続実施します。</p> <p style="text-align: right;">(P35)</p> <p>第3節 救急・救助活動体制 《今後の取組みの方向》</p> <p>1 消防力の強化【消防本部】 (2) 特殊車両の整備 一般建築物の他、中高層建築物又は危険物施設等の災害に対処するため、はしご車等の特殊車両を整備するとともに、<b>計画的な消防車両の更新を図ります。</b></p> <p>3 消防隊等の効率的運用【消防本部】 災害情報を迅速、的確に処理し、適正な災害活動を行うため、消防隊への指令管制は<b>高機能消防指令システム</b>により<b>効率的な部隊運用をしています。</b>風水害時の同時多発する災害事案に対応するため、別に定める平塚市警防規程（以下「警防規程」という。）に基づき、消防隊等の効率的運用を図ります。</p> <p>4 消防応援受援体制の整備【消防本部】 大規模災害時には本市の保有する消防力では対処できないことも想定されます。このため、県下消防相互応援協定や<b>緊急消防援助隊</b></p>	<p>知に努めます。</p> <p>7 防災ラジオの<b>拡充</b>【市長室】 災害情報をより確実に伝達するため、市内全域を対象として、防災ラジオの有償配布を実施し、<b>情報伝達体制の強化を図ります。</b></p> <p style="text-align: right;">(P35)</p> <p>第3節 救急・救助活動体制 《今後の取組みの方向》</p> <p>1 消防力の強化【消防本部】 (2) 特殊車両の整備 一般建築物の他、中高層建築物又は危険物施設等の災害に対処するため、はしご車等の特殊車両を整備するとともに、<b>老朽化した車両の更新を図ります。</b></p> <p>3 消防隊の効率的運用【消防本部】 <b>都市機能の変化に伴い増大する関連情報を迅速、的確に処理し、</b>適正な災害活動を行うため、消防隊への指令管制は<b>消防緊急通信指令システム</b>により<b>運用していますが、今後、道路、橋りょう等の損壊による交通障害等の消防活動条件の最悪化に対処するため、別に定める平塚市警防規程（以下「警防規程」という。）に基づき、消防隊の出動方法、非常時の部隊編成及び応援部隊の効率的運用等を図ります。</b></p> <p>4 消防広域応援要請方法及び受援体制の整備【消防本部】 <b>大規模な災害が発生した場合、本市の保有する消防力では対処できないことも想定されます。このため、県下消防相互応援協定に基</b></p>	

## 平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
<p>等の応援を受けた場合の受援体制を警防規程に基づき整備し、応援部隊の効率的運用を図ります。</p> <p style="text-align: center;">(P37)</p> <p>第5節 避難対策 《現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 台風や集中豪雨時に備え、小中学校等を指定避難所（54か所）として指定しています。 指定避難所とは、災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設です。指定避難所は、一時的に避難する指定緊急避難場所としても利用します。 指定緊急避難場所とは、居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所で、55か所を指定緊急避難場所として指定しています。</li> <li>○ 避難所等で生活することが困難な避難者を受入れるため、市所有の介護・福祉施設4か所、また、協定締結による県立の特別支援学校4か所を福祉避難所として必要に応じて開設します。</li> <li>○ 災害により鉄道や路線バスなどの公共交通機関の運行が停止した場合の帰宅困難者が発生したときのために、JR平塚駅周辺に市が協定締結した民間ビルなど4か所のほか県が指定する県有施設2か所を帰宅困難者一時滞在施設として必要に応じて開設します。</li> </ul> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>づく他自治体への応援要請及び消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣要請等、警防規程に基づき、受援体制の整備を図ります。</p> <p style="text-align: center;">(P37)</p> <p>第5節 避難対策 《現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 台風や集中豪雨時に備え、小中学校等を指定避難所（55か所）として指定しています。 指定避難所とは、災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設です。指定避難所は、一時的に避難する指定緊急避難場所としても利用します。 指定緊急避難場所とは、居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所で、56か所を指定緊急避難場所として指定しています。</li> <li>○ 避難所等で生活することが困難な避難者を受入れるため、市所有の介護・福祉施設5か所、また、協定締結による県立の特別支援学校4か所を福祉避難所として必要に応じて開設します。</li> <li>○ 災害により鉄道や路線バスなどの公共交通機関の運行が停止した場合の帰宅困難者が発生したときのために、JR平塚駅周辺に市が協定締結した民間ビルなど3か所のほか県が指定する県有施設2か所を帰宅困難者一時滞在施設として必要に応じて開設します。</li> <li>○ 河川水位の上昇に伴う避難情報発令の判断基準については、金目川水系における同一水系を有する秦野市及び伊勢原市と三市防災事務連絡協議会を組織し、相互に情報を共有しています。</li> <li>○ 令和2年6月に避難所における感染症対策マニュアルを策定し、</li> </ul>	

## 平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
<p>《課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設ごとの「福祉避難所運営マニュアル」について、研修や訓練をとおして実効性を高めていく必要があります。</li> <li>○ 避難所では多くの避難者が生活するため、感染症が発生すると拡大し易いことから、感染症拡大防止対策を引き続き徹底していく必要があります。</li> </ul> <p>《今後の取組みの方向》</p> <p>9 福祉避難所運営マニュアルの実効性確保【福祉部】</p> <p>施設管理者と連携して、研修や訓練を実施し、施設ごとの「福祉避難所運営マニュアル」の実効性を確保していきます。</p> <p style="text-align: center;">(P40)</p> <p>第6節 帰宅困難者対策</p> <p>《現状》</p> <p>(削除)</p> <p>《今後の取組みの方向》</p> <p>(削除)</p>	<p>感染症拡大防止対策に努めています。</p> <p>《課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各施設ごとに、実情に応じた実効性のある福祉避難所運営マニュアルの作成が必要です。</li> <li>○ 避難所では多くの避難者が生活するため、感染症が発生すると拡大し易いことから、感染症拡大防止対策を推進する必要があります。</li> </ul> <p>《今後の取組みの方向》</p> <p>9 福祉避難所運営マニュアルの作成推進【福祉部】</p> <p>施設管理者と連携して、「福祉避難所開設・運営基本マニュアル」に沿って各施設における実践的な福祉避難所運営マニュアルの作成に努めます。</p> <p style="text-align: center;">(P40)</p> <p>第6節 帰宅困難者対策</p> <p>《現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本郵便株式会社平塚郵便局との覚書により、災害時においては、飲料水やトイレ等施設を帰宅困難者に提供するよう協力を求めます。</li> </ul> <p>《今後の取組みの方向》</p> <p>4 見附台周辺地区整備事業における防災機能の確保【都市整備部、市長室、関係部局】</p> <p>「見附台周辺地区土地利用計画－改訂整備方針－」に基づき建設</p>	

## 平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
<p style="text-align: center;">(P41)</p> <p><b>第7節 要配慮者等への対策</b></p> <p>《現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難行動要支援者への対応は、避難行動要支援者避難指針に基づき自治会及び民生委員児童委員等が連携し、<b>個別避難計画の作成に努めるとともに、特に優先度の高い者については、福祉専門職の参画を得て、作成を進めています。</b></li> <li>○ 小中学校等、避難所での生活が困難な高齢者や障がい者、<b>医療的ケアが必要な者等</b>の受入れ施設として、福祉避難所を指定するとともに、社会福祉施設等と二次的避難施設としての受入れに関する協定を締結しています。</li> <li>○ 災害時には、浸水想定区域や土砂災害警戒区域における要配慮者利用施設に対して、<b>平塚市防災情報配信システムによるメール配信をすることで洪水予報や避難情報等を伝達し、円滑な避難の確保に努めています。</b></li> </ul> <p>《今後の取組みの方向》</p> <p>1 避難行動要支援者の個別避難計画の作成促進【福祉部、市長室】</p> <p>　個別避難計画作成の対象となる避難行動要支援者の災害リスクや支援の必要性等から優先順位を検討して、自治会や民生委員児童委員等と連携して作成を促進します。</p> <p>　また、<b>特に優先度の高い者については、福祉専門職の参画を得て、作成を進めています。</b></p>	<p style="text-align: center;">された平塚文化芸術ホールなどの公共施設について、帰宅困難者用一時滞在施設をはじめとした防災機能の確保について検討します。</p> <p style="text-align: center;">(P41)</p> <p><b>第7節 要配慮者等への対策</b></p> <p>《現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難行動要支援者への対応は、避難行動要支援者避難支指針に基づき自治会及び民生委員児童委員等が連携し、<b>個別避難計画の作成に努めています。</b></li> <li>○ 小中学校等、避難所での生活が困難な高齢者や障がい者等の受入れ施設として、福祉避難所を指定するとともに、社会福祉施設等と二次的避難施設としての受入れに関する協定を締結しています。</li> <li>○ 災害時には、浸水想定区域や土砂災害警戒区域における要配慮者利用施設に対して、<b>個別にファックス等の手段</b>で洪水予報や避難情報等を伝達し、円滑な避難の確保に努めています。</li> </ul> <p>《今後の取組みの方向》</p> <p>1 避難行動要支援者の個別避難計画の作成促進【福祉部、市長室】</p> <p>　個別避難計画作成の対象となる避難行動要支援者の災害リスクや支援の必要性等から優先順位を検討して、自治会や民生委員児童委員等と連携して作成を促進します。</p>	

## 平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
<p style="text-align: center;">(P44)</p> <p>第8節 飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策</p> <p>《現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飲料水については、ペットボトルによる現物備蓄を進めています。また、県企業庁が災害用に指定している災害用指定配水池（平塚配水池等）のほか、協定締結事業者、県または市が設置した非常用貯水タンク、市立小中学校等の耐震性プールから確保します。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">(P44)</p> <p>第8節 飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策</p> <p>《現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飲料水については、ペットボトルによる現物備蓄を進めています。また、県企業庁が災害用に指定している災害用指定配水池（平塚配水池等）のほか、協定締結事業者、県または市が設置した非常用貯水タンク、市立小中学校等の耐震性プールから確保します。 <span style="color: red;">また、各避難所においては消火栓に取り付けるため、臨時給水栓を備えています。</span></li> </ul>	
<p style="text-align: center;">(P46)</p> <p>第9節 医療・救護・防疫対策</p> <p>《現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 臨時救護所設置場所には防災備蓄倉庫を設置し、発電機、無線機等を備蓄しています。</li> </ul> <p>《課題》</p> <p>(削除)</p> <p>《今後の取組みの方向》</p> <p>(削除)</p>	<p style="text-align: center;">(P46)</p> <p>第9節 医療・救護・防疫対策</p> <p>《現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 臨時救護所設置場所には防災備蓄倉庫を設置し、<span style="color: red;">医療用資機材のほか、</span>発電機、無線機等を備蓄しています。</li> </ul> <p>《課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「平塚市災害廃棄物等処理計画」の見直しが必要です。</li> </ul> <p>《今後の取組みの方向》</p> <p>9 平塚市災害廃棄物等処理計画の見直し【環境部】 <span style="color: red;">「平塚市災害廃棄物等処理計画」の見直しが必要です。</span></p>	

## 平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
<p style="text-align: center;">(P49)</p> <p>第10節 教育対策 《今後の取組みの方向》 <span style="color: red;">(削除)</span></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>《今後の取組みの方向》</p> <p>1 児童等の安全保護対策【教育委員会】 児童等の保護者への引渡しや市立学校における安全保護対策について、防災訓練等を<span style="color: red;">実施します。</span></p> <p>2 平塚市学校安全・防災計画（地震・津波対策編）の見直し【教育委員会】 平塚市学校安全・防災計画（地震・津波対策編）について、<span style="color: red;">必要に応じて、隨時見直しを行います。</span></p> <p>3 市立学校等における防災教育を通じた防災知識の普及【教育委員会】 市立学校等における防災教育を通じて、児童等に対して地域の災害リスクや<span style="color: red;">避難方法等の実践的な正しい知識を教え、心得とともに理解の徹底を図ります。</span> <span style="color: red;">また、事前に定めた避難・誘導計画に基づき防災訓練等を実施し、避難、保護に関して的確に実施できるよう努めます。</span></p>	<p style="text-align: center;">(P49)</p> <p>第10節 教育対策 《課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 台風や集中豪雨による被害が発生するおそれがある場合、事前に定めた避難・誘導計画に基づき、児童等の早期下校や保護者への早期引渡し等に努める必要があります。</li> <li>○ 児童等を主な対象に、安全教育の一環として災害に対する科学的知識、心得、避難方法等についての理解、徹底を図るとともに、教職員に対する研修会を開催するなどして、防災教育を充実することが必要です。</li> </ul> <p>《今後の取組みの方向》</p> <p>1 児童等の安全保護対策【教育委員会】 児童等の保護者への引渡しや市立学校における安全保護対策について、防災訓練等を<span style="color: red;">通して、検証を行います。</span></p> <p>2 平塚市学校安全・防災計画（地震・津波対策編）の見直し【教育委員会】 平塚市学校安全・防災計画（地震・津波対策編）について、<span style="color: red;">防災訓練等の検証結果を踏まえ、隨時見直します。</span></p> <p>3 市立学校等における防災教育を通じた防災知識の普及【教育委員会】 市立学校等における防災教育を通じて、児童等に対して地域の災害リスク等の必要な知識を教える等、実践的な正しい<span style="color: red;">防災知識の普及に努めます。</span></p>	

## 平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
<p>更には、教職員に対する研修会を開催するなどして、防災教育の充実に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(P50)</p> <p>第11節 緊急交通路及び緊急輸送路等の確保対策            《現状》            (削除)              《課題》            (削除)              《今後の取組みの方向》            1 緊急通行車両の標章等の災害発生前の交付【市長室】            災害応急対策に従事する車両については、災害発生前に県警察から緊急通行車両であることの確認を受け、標章と緊急通行車両確認証明書の交付を受けるよう進めます。</p> <p style="text-align: right;">(P56)</p> <p>第15節 災害ボランティア活動の取組み            (節内すべて)            災害ボランティアセンター</p> <p style="text-align: right;">(P57)</p> <p>第16節 防災知識の普及            《現状》            ○ 「防災とボランティア週間」（1月15日～21日）に合わせ、防災講演会を実施するほか、行政情報掲示板を活用するなど風水害</p>	<p style="text-align: right;">(P50)</p> <p>第11節 緊急交通路及び緊急輸送路等の確保対策            《現状》  <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総合的な緊急輸送を実施するため、緊急輸送路（陸路、海路、空路）等の確保をしています。</li> </ul> <p>《課題》  <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急通行車両の更新等による事前届出の事務処理の簡素化が必要です。</li> </ul> <p>《今後の取組みの方向》            1 災害対応に従事する車両の通行に関する検討【市長室】            市内ののみ走行する災害対応に従事する車両については、緊急通行車両と同等の証明ができるよう検討を進めます。</p> <p style="text-align: right;">(P56)</p> <p>第15節 災害ボランティア活動の取組み            (節内すべて)            災害時ボランティアネットワークセンター</p> <p style="text-align: right;">(P57)</p> <p>第16節 防災知識の普及            《現状》  <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「防災とボランティア週間」（1月15日～21日）に合わせ、防災講演会を実施し、また、「防災週間」（8月30日～9月5日）や</li> </ul> </p> </p></p>	

## 平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
<p>への備えの啓発を行い、市民の防災意識の高揚を図っています。</p> <p>《今後の取組みの方向》</p> <p>2 市民等への防災知識の普及【市長室】</p> <p>(1) 防災意識の把握</p> <p>通常の広聴制度の他、必要に応じたアンケート調査や意識調査を通じて、市民等の防災意識の動向や知識の普及状況、防災に対する意見や提言等を把握し、訓練や防災講話等に活用することで防災知識の普及を図ります。</p> <p>(2) 防災知識の普及啓発</p> <p>過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸すことなく適切な行動をとれるよう防災知識の普及に努めます。</p> <p>また、水、トイレ、食料等の備蓄の普及に努めます。</p> <p>(3) 災害リスクを踏まえた安全な住まい方に関する知識の普及啓発</p> <p>立地適正化計画において、浸水想定区域等の中で災害リスクの高いエリアに対して指定する災害配慮重点区域について、災害リスクの周知や安全に配慮した居住方法の理解促進を図ります。</p> <p style="text-align: right;">(P59)</p>	<p>「津波防災の日」（11月5日）などに関連して、防災パネル展を実施し、市民の防災意識の高揚を図っています。</p> <p>《今後の取組みの方向》</p> <p>2 市民等への防災知識の普及【市長室】</p> <p>通常の広聴制度の他、必要に応じたアンケート調査や意識調査を通じて、市民等の防災意識の動向や知識の普及状況、防災に対する意見や提言等を把握し、訓練や防災講話等に活用することで防災知識の普及を図ります。また、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとれるよう防災知識の普及に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(P59)</p>	
<p>第17節 防災訓練の実施</p> <p>《今後の取組みの方向》</p> <p>5 臨時救護所等における訓練【健康・こども部、市長室】</p> <p>災害時に平塚市医師会が市からの要請等に基づき、医療、救護活動を実施する場合を想定し、次により医師会等が主体となり実施し</p>	<p>第17節 防災訓練の実施</p> <p>《今後の取組みの方向》</p> <p>5 臨時救護所等における訓練【健康・こども部、市長室】</p> <p>災害時に平塚市医師会が市からの要請等に基づき、医療、救護活動を実施する場合を想定し、次により医師会等が主体となり実施し</p>	

## 平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
<p>ます。</p> <p>(1) 参加団体 臨時救護所関係団体</p> <p>(2) 訓練の種類</p> <p>ア 医師会災害救護本部設置訓練 医師会事務局内への本部の設置訓練を行います。</p> <p>イ 臨時救護所等設置訓練 市長の指示により臨時救護所等が設置されるため、テント等の設営及び防災行政無線の開局等の訓練を行います。</p> <p>ウ 医師会救護隊等の動員訓練 市長の要請に基づき、平塚市医師会の医師、平塚歯科医師会の歯科医師、<b>平塚中郡薬剤師会の薬剤師</b>、平塚市赤十字奉仕団員が臨時救護所に参集する訓練を行います。</p> <p>エ 医薬品搬送訓練 平塚中郡薬剤師会及び医薬品協定締結事業者による臨時救護所への医薬品の搬送訓練 を行います。</p> <p>オ 負傷者搬送及び応急救護訓練 平塚市赤十字奉仕団による負傷者搬送訓練、臨時救護所配備職員による受付、医師・歯科医師・薬剤師・赤十字奉仕団員・<b>市災対本部職員</b>による応急救護訓練を行います。</p>	<p>ます。</p> <p>(1) 参加団体 臨時救護所関係団体</p> <p>(2) 訓練の種類</p> <p>ア 医師会災害救護本部設置訓練 医師会事務局内への本部の設置訓練を行います。</p> <p>イ 臨時救護所設置訓練 市長の指示により臨時救護所が設置されるため、テント等の設営及び防災行政無線の開局等の訓練を行います。</p> <p>ウ 医師会救護隊等の動員訓練 市長の要請に基づき、平塚市医師会の医師、平塚歯科医師会の歯科医師、<b>薬剤師</b>、平塚市赤十字奉仕団員、<b>登録看護要員</b>が臨時救護所に参集する訓練を行います。</p> <p>エ 医薬品搬送訓練 平塚中郡薬剤師会及び医薬品協定締結事業者による臨時救護所への医薬品の搬送訓練 を行います。</p> <p>オ 負傷者搬送及び応急救護訓練 平塚市赤十字奉仕団による負傷者搬送訓練、臨時救護所配備職員による受付、医師・歯科医師・薬剤師・赤十字奉仕団員・<b>登録看護要員</b>・<b>災害対策本部医療救護部保健師</b>による応急救護訓練を行います。</p>	

## 平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
<p>第 4 章 災害時の応急対策 【参考資料2参照】</p> <p>第 5 章 災害復旧・復興対策 (P191)</p> <p>第2節　被災状況の調査</p> <p>本計画「第4章　災害時の応急対策」において、地震災害発生時における防災関係機関の情報連絡体制、速やかな被害状況等情報の収集及び報告体制等について定めていますが、更に、詳細に被災状況を把握し、市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向の決定、応急住宅対策、生活再建支援など、復旧対策及び復興対策に係わる応急対策を迅速・的確に行うため、被災状況調査を行います。被災状況について概要調査を行うとともに、被害が大きい地区については、被災状況の全数調査を行います。また、市民・地権者等の所在確認を早急に行います。</p> <p>第3節　被災者生活支援 【節全体を「第4章　災害時の応急対策」へ移動】</p>	<p>第 4 章 災害時の応急対策 【本文削除】</p> <p>第 5 章 災害復旧・復興対策 (P175)</p> <p>第2節　被災状況の調査</p> <p>本計画「第4章　災害時の応急対策」において、地震災害発生時における防災関係機関の情報連絡体制、速やかな被害状況等情報の収集及び報告体制等について定めていますが、更に、詳細に被災状況を把握し、市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向の決定、応急住宅対策、生活再建支援など、復旧対策及び復興対策に係わる応急対策を迅速・的確に行うため、被災状況調査を行います。被災状況について概要調査を行うとともに、被害が大きい地区については、被災状況の悉皆（しっかり）調査を行います。また、市民・地権者等の所在確認を早急に行います。</p> <p>第3節　被災者生活支援 【担当部】 各関係部 【関係機関】 ライフライン等関係機関 神奈川県 社会福祉協議会</p>	

## 平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
	<p>被災者の生活復興は、災害前の状態に復元することが第一目標となります。心身や財産、就業場所の被害が甚大なため、元の生活に戻ることが困難な場合があります。そこで、新たな生活を再建するため、市民、民間機関等と連携し、被災者生活支援を実施します。</p> <p>1 罹災証明書等の発行</p> <p>(1) 罹災証明の対象等</p> <p>ア 証明の目的及び程度</p> <p>罹災証明は、建物及びその他の物的被害について、災害救助法による各種施策や市税等の減免、被災者生活支援法による支援金の申請等の他、保険の請求等に当たって必要とされる場合、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的、一時的な救済を目的に市長及び消防署長が確認できる程度の被害について証明するものとします。</p> <p>イ 証明の項目</p> <p>罹災証明は、災対法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目について証明するものとします。</p> <p>(ア) 家屋の損壊等に関する証明項目</p> <p>a 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）</p> <p>b 流出、床上浸水、床下浸水</p> <p>c その他</p> <p>(イ) 火災に関する証明項目</p> <p>a 全焼、半焼、部分焼、ぼや</p> <p>b 全損、半損、小損</p>	

## 平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
	<p>c 全水損、半水損、小水損</p> <p>d その他</p> <p>ウ 家屋以外の証明</p> <p>上記に掲げる家屋の損壊及び火災以外の罹災証明は、災害の状況下にあっては、その事実確認等に困難が予測されるため、原則として行わないものとします。ただし、市長又は消防署長が特に必要と認める場合には、その状況下において証明可能な範囲で行うものとします。</p> <p>（2）発行の手続き等</p> <p>ア 発行事務</p> <p>罹災証明書の発行に関する事務は、総務部被害調査班が行います。ただし、火災に関する罹災証明書の発行事務は、消防部消防署班が行います。</p> <p>イ 被害調査の実施と罹災者台帳の作成</p> <p>（ア）被害調査の実施</p> <p>総務部被害調査班及び消防部消防署班は、罹災証明書の発行に先立ち、必要な被害状況の調査を行います。この場合、専門的な調査を必要とするとき等においては、関係各部又は民間建築関係団体等の協力を得て行うものとします。</p> <p>（イ）罹災者台帳の作成</p> <p>総務部被害調査班及び消防部消防署班は、上記被害調査の結果を基に、罹災者台帳（被災者調査票）を作成します。</p> <p>（ウ）被害調査及び台帳作成の方法</p> <p>被害調査の実施の方法及び調査に基づく台帳の作成の方法については、総務部被害調査班及び消防部消防署班が別に定めます。</p> <p>ウ 証明書の発行</p> <p>（ア）罹災者台帳に基づく発行</p>	

## 平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
	<p>罹災証明書の発行は、罹災証明申請書(自然災害関係)により被災者の申請を受け、上記罹災者台帳で確認し、罹災証明書(自然災害関係)により行います。ただし、火災関係の罹災証明書の様式は、罹災証明申請書（火災関係）及び罹災証明書（火災関係）とします。</p> <p>(イ) 再調査等の実施</p> <p>罹災者台帳で確認できない場合又は被災者から証明の内容に不服の申立てがあった場合の必要な再調査等について、別に定めます。</p> <p>(ウ) 証明書の発行は、原則として災害発生の日から 60 日以内に発行します。</p> <p>(エ) 証明書の発行は 1 世帯 1 部とします。</p> <p>(3) 被災家屋の判定基準</p> <p>罹災証明を行うに当たっての家屋被害（火災関係を除く。）の判定は、「被害の分類及び判定基準」により行うものとします。</p> <p>なお、主管部においては、家屋の被害調査に混乱が生じないよう、事前に被害認定基準の明確化に努めます。</p> <p>(4) 証明手数料</p> <p>罹災証明書の発行手数料は、無料とします。</p> <p>(5) 罹災届出証明</p> <p>見舞金等の申請に際し、罹災証明の対象とならない軽微な被害、及び、落雷による被害等については、罹災届出証明申請書と必要な書類に基づき、被害状況の写真等のみで判断する「罹災届出証明」を発行します。</p> <p>(6) 調査員の育成</p> <p>被害調査実施体制の確保のため、平常時における県が主催する被害状況調査研修への参加とともに、被災後の県が実施する住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会や応援職員受入れ</p>	

## 平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
	<p>の際に研修を実施するなど調査員の育成に努めます。</p> <p>（7） 応援要請</p> <p>迅速な被害調査の実施と遅滞ない罹災証明書発行のため、発災初期において、被害状況の概要を把握した段階で、被害の規模が大きく被害調査及び罹災証明書発行を行うための人員不足が見込まれる場合は、協定団体及び県へ直ちに応援要請し、実施体制の早期確保に努めます。</p> <p>2 生活再建支援</p> <p>（1） 臨時市民相談窓口の開設</p> <p>ア 臨時市民相談窓口の開設</p> <p>被災市民の生活の立直しを援護し、市民の自力復興を援助するため、特に専門的な対応が必要な場合は、関係所管部又は関係機関等と連携し、当該事務処理のための臨時市民相談窓口を開設します。</p> <p>イ 取り扱う事務の内容</p> <p>臨時市民相談窓口の取り扱う事務は概ね次のとおりとしますが、災害の状況等により必要に応じて取り扱うものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（ア） 住宅</li> <li>（イ） 福祉</li> <li>（ウ） 保健・医療</li> <li>（エ） 教育</li> <li>（オ） 労働</li> <li>（カ） 金融</li> <li>（キ） その他被災者の生活再建に関する必要事項</li> </ul> <p>ウ 事務の分担</p> <p>（ア） 臨時市民相談窓口の設置及び運営に関する総括事務は、総合対策部広聴班が行います。ただし、災害対策本部を設置していない場合又</p>	

## 平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
	<p>は廃止された場合は市民情報・相談課が行います。</p> <p>(イ) 各分野における相談事務は、それぞれの事務を所管する部が関係機関等と協力し、処理します。</p> <p>(ウ) 各部に関係する相談については、総合対策部広聴班が必要に応じて調整します。</p> <p>エ 窓口設置の場所</p> <p>総合対策部広聴班は、臨時市民相談窓口を原則市庁舎本館内に設置しますが、市庁舎本館に支障がある場合、又は必要がある場合は他の公共施設を利用して設置します。また、災害の状況等により、必要な場合は市域内に分散して設置します。</p> <p>(2) 避難行動要支援者への情報提供等</p> <p>相談窓口の開設に当たっては、高齢者、障がい者等が適切なサービスを受けられるよう、社会福祉施設等の管理者及び関係機関と連携して、情報の収集及び提供に努めます。</p> <p>また、外国人に対しては、ボランティア部と連携し、可能な限り母国語での対応や「やさしい日本語」による各種の相談や被災後生活情報の発信に努めます。</p> <p>(3) 被災者への精神的支援等</p> <p>医療救護部は、被災を体験したことにより、精神的に不安定になっている被災者に対し、専用電話等を設け、医師、保健師、ソーシャルワーカー等が相談に応じるとともに、必要に応じて訪問相談、巡回相談を実施します。</p> <p>(4) 市外避難者への情報提供</p> <p>総務部安否情報班は、ホームページなどの広報媒体を活用し、市外避難者の情報収集に努め、総合対策部広報班は、市外避難者への情報提供を実施します。</p>	

## 平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
	<p>なお、住民登録を異動した避難者については、転出先の市町村と連携し、情報提供を実施します。</p> <p>（5）被災者生活再建支援金の支給</p> <p>医療救護部救護班は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難となった世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、最高300万円の被災者生活再建支援金を支給します。</p> <p>また、支援金の支給に係る事務手続は以下のとおりです。</p> <p>ア 市は被害認定、支援金の支給申請に係る窓口業務等を行い、県はこれを被災者生活再建支援法人へ送付します。</p> <p>イ 県は、発生した災害が被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第1条各号に定める自然災害となることが明白であるか、又はその可能性があると認められる場合には、必要な事項について速やかに国及び同法人にあて報告を行います。</p> <p>ウ 県は市からの報告を精査した結果、発生した災害が同施行令第1条各号に定めるいずれかの自然災害に該当するものと認めた場合には、必要な事項について速やかに国及び同法人に報告するとともに公示を行います。</p> <p>（6）災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け</p> <p>医療救護部救護班は、災害救助法が適用されるような大規模災害において、市民の福祉及び生活の安定に資するため、平塚市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第30号。以下本節において「条例」という。）の定めるところにより、災害弔慰金の支給等を行います。</p> <p>（7）弔慰金・見舞金の支給</p>	

## 平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
	<p>医療救護部救護班は、条例に該当しない災害により市民が死亡した場合、又は市民若しくは本市の区域内に存する住家等の使用者が災害により被害を受けた場合には、平塚市災害見舞金等支給要綱（以下本節において「要綱」という。）の定めるところにより、弔慰金又は見舞金を支給します。</p> <p>（8） 災害援護資金の貸付</p> <p>災害を受けたことによる困窮から自立更正のために資金を必要とする世帯に対しては、厚生労働省の通知に基づき社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会より生活福祉基金貸付けの特例措置を講ずる旨通知があり、その後、平塚市社会福祉協議会より生活資金等の貸付けが行われます。</p> <p>（9） 市税及び国民健康保険税等の減免</p> <p>ア 市税の減免</p> <p>災害により被災した市民（納稅義務者）に対しては、平塚市市税条例（平成元年条例第21号）の定めるところにより、特に必要があると認めるものについては市民税及び固定資産税を減免します。</p> <p>（ア） 市民税の減免</p> <p>災害を受けた場合で減免を必要とするとき</p> <p>（イ） 固定資産税の減免</p> <p>災害により滅失又は甚大な損害を受けた固定資産</p> <p>イ 国民健康保険税の減免</p> <p>災害により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者に対しては、平塚市国民健康保険税条例（昭和34年条例第16号）の定めるところにより、特に必要があると認める者について国民健康保険税を減免することができます。</p> <p>ウ 介護保険料の減免</p>	

## 平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
	<p>災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた者に対しては、平塚市介護保険条例（平成12年条例第4号）の定めるところにより、特に必要があると認めた者について介護保険料を減免することができます。</p> <p>エ その他使用料等の減免</p> <p>大規模な災害の場合には、市民生活への影響等を考慮し、使用料、手数料については、それぞれ条例、規則等で定める減免規定に基づき必要に応じて適切な減免措置を講ずるものとします。</p> <p>(10) 住宅確保の支援</p> <p>住宅・公園部住宅班は、被災者の住宅確保策として、市営住宅への特定入居を実施するとともに、必要に応じて災害市営住宅の建設を行います。また、復興過程にあっては、応急仮設住宅の供給や市営住宅の空き家の活用等により被災者の当分の間の居住の安全を図ります。</p> <p>(11) 義援金の受入れ、配分等</p> <p>ア 義援金の受入れ</p> <p>(ア) 義援金の受入れ及び配分事務</p> <p>義援金の受入れ及び配分等に関する事務は、総合対策部財政班が行います。</p> <p>(イ) 義援金の受入れ</p> <p>a 特定義援金の受入れ</p> <p>平塚市又は平塚市長等本市を特定して寄託された義援金（以下「特定義援金」という。）については、総合対策部財政班が受入れ、状況に応じて適切な方法により一時的に保管します。</p> <p>また、特定義援金の寄託を受けた場合は、原則として寄託者に受領書を発行するとともに、その記録、整理を行います。</p> <p>b その他の義援金の受入れ</p>	

## 平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
<p>第3節 計画的な災害復旧・復興対策 (P199)</p>	<p>県又は日本赤十字社神奈川県支部等から平塚市相当分として配分された義援金の受入れ、保管及び記録については、上記aに準じて行うものとします。</p> <p>イ 義援金の配分、使用</p> <p>(ア) 義援金配分計画の策定</p> <p>a 義援金の受入、配分に関し、市及び、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等からなる義援金配分委員会を必要に応じて組織し、適切な受入、配分を行います。なお、被災人員等の状況、近隣各市・町の配分基準等を考慮の上、本市の義援金配分計画を策定し、被災者に配分し、又は使用するものとします。</p> <p>b 義援金配分計画策定に関する事務は、総合対策部財政班が医療救護部救護班と協議して行うものとします。</p> <p>(イ) 被災者への配分</p> <p>被災者への義援金の配分に関する事務は総合対策部財政班が行うものとし、その配分に当たっては、公平かつ迅速を旨とするとともに、必要な場合は自主防災組織等の協力を得て行うものとします。</p> <p>(12) 被災者生活再建に関する支援体制の構築</p> <p>罹災証明書の発行、義援金の給付等多岐にわたる被災者生活再建支援業務における支援の漏れや手続きの重複を防止し、一刻も早い被災者の生活支援を行うため、被災者生活再建支援の状況を一元的に管理する被災者台帳の作成や被災情報を効率的に処理するシステムを活用した支援体制の構築に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(P184)</p> <p>第4節 計画的な災害復旧・復興対策 (P188)</p>	

## 平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
<p>5 災害復興計画の策定</p> <p>(1) 復興計画で規定すべき事項</p> <p>復興の基本方針、分野別復興計画の検討結果を踏まえ、復興計画（案）を作成します。</p> <p>復興計画（案）について、関係機関、団体等の意見を聞き、復興計画を作成します。</p> <p>復興計画策定に当たっては、市の総合計画及び平塚市国土強靭化地域計画との整合のほか、次の点を踏まえる必要があります。</p>	<p>5 災害復興計画の策定</p> <p>(1) 復興計画で規定すべき事項</p> <p>復興の基本方針、分野別復興計画の検討結果を踏まえ、復興計画（案）を作成します。</p> <p>復興計画（案）について、関係機関、団体等の意見を聞き、復興計画を作成します。</p> <p>復興計画策定に当たっては、市の総合計画との整合のほか、次の点を踏まえる必要があります。</p>	
<p>第 6 章</p> <p>特殊災害対策</p> <p style="text-align: right;">(P203)</p>	<p>第 6 章</p> <p>特殊災害対策</p> <p style="text-align: right;">(P199)</p>	
<p>第5節 火山災害対策</p> <p style="text-align: right;">(P209)</p>	<p>第5節 火山災害対策</p> <p style="text-align: right;">(P205)</p>	
<p>2 噴火警報・予報の種類及び伝達</p> <p>(1) 噴火警報等の種類と発表</p> <p>ア 噴火警報等の種類と発表</p> <p>(ア) 噴火警報・予報、噴火警戒レベル</p> <p>　b 火山の状況に関する解説情報</p> <p>　(a) 火山の状況に関する解説情報</p> <p>　　国（気象庁）は、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表します。また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、</p>	<p>2 噴火警報・予報の種類及び伝達</p> <p>(1) 噴火警報等の種類と発表</p> <p>ア 噴火警報等の種類と発表</p> <p>(ア) 噴火警報・予報、噴火警戒レベル</p> <p>　b 解説情報等</p> <p>　(a) 臨時の解説情報</p> <p>　　国（気象庁）は、火山活動の変化を観測した場合、臨時の解説情報を迅速に発表し、火山活動の変化の事実に加え、火山機動観測による緊急観測の実施などの対応状況を明確に公表するとともに、必要な関係者に伝達します。臨時の解説情報は、火山活動が変化していることを理解できるよう、分かりやすい解説を加えて発信します。</p>	

## 平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
<p>火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、 「火山の状況に関する解説情報」を発表します。</p> <p>(b) 噴火速報</p> <p>国（気象庁）は、噴火発生や噴火初期の変動を観測した際に、周辺の住民及び登山者等が緊急的に命を守る行動がとれるよう、これらの情報を噴火速報として迅速に発信するとともに、県等の必要な関係者に伝達します。</p> <p>c 噴火警戒レベル</p> <p>噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民、登山者、観光客等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したものです。噴火警戒レベルを導入した火山では、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルを発表します。住民、登山者、観光客等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「高齢者等避難」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードをつけて警戒を呼びかけます。</p> <p>【その他計画全体】</p> <p>① 章番号・節番号・節名称等を改定案で統一</p> <p>② 市災害対策本部組織の名称等を改定案で統一</p>	<p>(b) 噴火速報</p> <p>国（気象庁）は、噴火発生や噴火初期の変動を観測した際に、登山者等が緊急的に命を守る行動がとれるよう、これらの情報を噴火速報として迅速に発信するとともに、必要な関係者に伝達します。</p> <p>c 噴火警戒レベル</p> <p>噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民、登山者、観光客等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したものです。噴火警戒レベルを導入した火山では、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルを発表します。住民、登山者、観光客等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードをつけて警戒を呼びかけます。</p>	